

令和4年度

## 第1回寝屋川市開発審査会

会 議 録

## 令和4年度 第1回 寝屋川市開発審査会

日時：令和5年3月29日(水)

午後3時00分から

場所：議会棟4階 第一委員会室

### 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 都市計画法第50条第1項の規定に基づく審査請求の裁決の審議

3 その他報告

4 閉 会

以 上

## 令和4年度 第1回寝屋川市開発審査会 会議録

1 日 時：令和5年3月29日(水) 午後3時00分～

2 場 所：寝屋川市役所議会棟4階 第一委員会室

3 出席者

|      |        |
|------|--------|
| 会 長  | 坂口 行洋  |
| 会長代理 | 福島 徹   |
| 委 員  | 植村 興   |
| 委 員  | 川上 比奈子 |
| 委 員  | 西岡 清   |
| 委 員  | 奥野 隆雄  |
| 委 員  | 溝口 賢一  |

(委員全員出席)

|     |                  |        |
|-----|------------------|--------|
| 行政庁 | 都市基盤整備部長         | 大坪 信幸  |
|     | 都市基盤整備部次長兼審査指導課長 | 竹本 明広  |
|     | 審査指導課係長          | 鍛冶 博之  |
|     | 審査指導課係長          | 永田 尋嗣  |
|     | 審査指導課係長          | 山本 健太  |
| 事務局 | 審査指導課係長          | 堤 潤    |
|     | 審査指導課副係長         | 長船 美由紀 |

5 傍聴人 0名

6 会議事項 別紙のとおり

7 会議録署名委員 (寝屋川市開発審査会議事規則第5条第2項)

委 員 奥野 隆雄 委員

委 員 溝口 賢一 委員

## 令和4年度第1回寝屋川市開発審査会会議録

(15:00)

事務局

### 【開会】

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまより、令和4年度第1回寝屋川市開発審査会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、当審査会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本会議の進行を担当させていただきます、審査指導課、開発審査会事務局の長船でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、都市基盤整備部次長兼審査指導課長の竹本よりご挨拶申し上げます。

次長兼審査指導  
課長

審査指導課の竹本でございます。

令和4年度第1回寝屋川市開発審査会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素は本市の開発行政に対しましてご指導、ご鞭撻を頂き、厚くお礼申し上げます。

本日の審査会の案件といたしましては、都市計画法第50条第1項の規定に基づく審査請求の裁決の審議でございます。

裁決の審議につきましては、委員の皆様には大変ご苦勞をかけますが、慎重審議賜りますようお願いいたします。

また、その他情報提供が1件ございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

令和４年度第１回寝屋川市開発審査会次第、及び配席図 A 4

１枚ずつ、令和４年度第１回寝屋川市開発審査会資料 A 4  
１冊、

裁決書（素案）A 4 １冊、参考資料といたしまして、寝屋川市  
開発審査会条例及び寝屋川市開発審査会議事規則A 4 ２枚

以上でございます。不足等はありませんでしょうか。

今日は、委員の皆様、全員のご出席をいただいておりますので、  
寝屋川市開発審査会条例第５条第２項の開催要件を満たしている  
ことをご報告いたします。

次に、寝屋川市開発審査会議事規則第５条第２項の規定により  
ます、会議録の署名委員の件でございますが、本日の会議録の署  
名委員は、溝口委員と奥野委員にお願いしたいと思いますので、  
よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

只今より、令和４年度第１回寝屋川市開発審査会を開催しま  
す。

事務局より、本日の案件について説明願います。

事務局

はい。本日、ご審議願います案件は、都市計画法第５０条第１  
項の規定に基づく審査請求の裁決の審議でございます。

会長

只今、事務局より説明がありましたとおり、都市計画法第５０  
条第１項の規定による審査請求の裁決の審議との事でございま  
す。

なお、本日の審議は審査請求の裁決に向けた議論をする場であ  
り、また個人情報等もございますので、寝屋川市開発審査会議事

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長  | <p>規則第3条第2項の定めにより、会議を非公開とすることを願います。</p> <p>委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委員  | <p>異議なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会長  | <p>異議なしとのことでございますので、当会議を非公開とすることとします。</p> <p>それでは、事務局より審査請求の概要説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>それでは、案件の審査請求について説明させていただきます。</p> <p>本件は、令和4年10月17日付けで提起されました、不作為についての審査請求でございます。</p> <p>概要について、お配りのこちらの資料と前方のスクリーンにて説明させていただきます。</p> <p>なお、この資料につきましては、審査請求人から令和4年10月17日に寝屋川市長に提出され、補正当の後、開発審査会に送付された内容の審査請求書等の写しでございます。</p> <p>では、最初に、審査請求書提出の経過について、説明します。</p> <p>(1)、審査請求人は寝屋川市長に対し、「審査請求 No. 2」と題する令和4年10月17日付けの文書を提出しました。</p> <p>(2)、令和4年12月28日付け総総第1051号により寝屋川市長から、審査請求人に本件審査請求は、「寝屋川市長」に対してするものか、「寝屋川市開発審査会」に対してするものかを明らかにすること等の補正をするよう命じる旨の「審査請求書の補正について」を送付しました。</p> <p>(3)番、審査請求人は令和5年1月11日、「開発審査会、審査請求 No. 3」と題する令和5年1月10日付けの文書を寝屋川市長に提出されるが、審査請求先が寝屋川市長に対してするものか、寝屋川市開発審査会に対してするものか、依然として不明となって</p> |

おります。

(4)、令和5年1月19日、寝屋川市長の補助職員である総務部総務課職員が審査請求人に架電により審査請求先について、確認したところ、寝屋川市開発審査会に対して行ったものである旨の回答がありました。

(5)、令和5年1月27日付け総総第1507号により審査庁寝屋川市開発審査会は寝屋川市長からの「審査請求書等の送付について」により、審査請求書の送付を受け、今回の開発審査会開催に至ったものでございます。

続いて、審査請求人の主張の概要について、簡単に説明します。

審査請求人は、寝屋川市河北西町104番地の3の市街化調整区域内におきまして、事業者が開発行為等無許可で行い、事業者が騒音や、騒音や振動等の規制値を超えて事業を行っていることに対し、都市計画法第81条第1項の規定による監督処分を命じず、違反行為が現在も解消していないのは、市の不作為によるものとのことにより、当該地の近隣住民から審査請求書が提出されたものでございます。

本市位置図でございます。

赤丸部分が当該地で本市最南端に位置しております。

続きまして、詳細の位置図でございます。

赤色で着色された箇所が当該地で、南側、大東市との市境部分となっております。

こちらは、当該地、事業者の現地写真でございます。

現地では事業者が金属スクラップ等を集荷選別し、卸売りをする事業を行っていると聞いております。

続きまして、③都市計画法第50条第1項の法文について説明させていただきます。

同法第29条第1項若しくは第2項の開発許可、第35条の2第1項の変更許可、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく開発許可や建築許可、

事務局

若しくはこれらの申請に対する不作為、又は、これらの規定に違反した者に対する第 81 条第 1 項の監督処分についての不服などについての審査請求は、開発審査会に対してするものとなっております。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできます。

この法文を基に今回の審査請求に対して照らし合わせると、当該地におきましては、開発許可等の処分をした実績や開発許可申請等の履歴はなく、また、当該地事業者に対して監督処分を行っておりません。

よって、審査請求人が当開発審査会に求めた審査請求は、第 50 条第 1 項の規定に基づかず、開発審査会が審査できる対象に当たらないため、今回、裁決書（素案）により審査請求却下の審議を開発審査会に諮るものです。

概要の説明は以上でございます。

会長

事務局の概要説明が終わりました。

それでは、これから裁決の審議を行いますので、委員の皆様よろしくお願いします。

当審査請求に踏まえて、お手元にお配りしている、裁決書素案を作成するよう事務局に指示しています。

それでは、事務局、裁決書素案の朗読をして下さい。

事務局

（裁決書素案の朗読）

会長

今、事務局の方で、裁決書素案を朗読していただきました。

この裁決書素案について、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員

最初に、外形的なことでの確認ですが。審査請求人宛ての裁決書ですと、冒頭部分の宛名に関する部分は左側ではなく右側に書くのですか。

あともう1点外形的なこと、審査請求書の請求人が書いた原文の引用箇所について、引用箇所は原文のままと書かれた方が、裁決書としてはいいと思われますが。ご検討おねがいします。

次に、実際の内容に関しての質問ですが、ちょっと非常に消耗的なやりとりをしておられますが、実際の市の対応や状況について少し補足の説明をしていただけないか。いつからこのような状態で市としてはどのような対応をとってきたか、請求人は、騒音を何とかしてほしいと言うことが、市に対しての依頼事項。これは、環境部局にも関することですが。その辺り少し概略を教えてくださいませんか。

会長

ただいま福島委員からお話がありましたこの裁決書の素案についての形式的な点と、あと、中身の問題として、この請求人が実際、市に対してどのようなことを要求しておられたのか、それに対して市の方でどのような対応をしてきたのか、それぞれのところを説明していただきたいとのことですね。

事務局の方でまず形式的な部分について、2点ありますけれども。その点いかがですか。

事務局

形式的な件でまず1点目の審査請求人宛ての件ですが、本市法規担当と協議した中で、今までの裁決書は、すべて右寄せで審査請求人の宛名が書いてる状態にはなっています。

また、大阪府内の開発審査会会議で審査請求のあった裁決書のコピーをいただきますが、審査請求人の宛名はすべて右寄せになっておりましたが、再度確認してみます。

あと1点目は審査請求書からの引用部分について、原文のまま

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | と注記したほうが、わかりやすいのではということですね。こちらについては、再度確認し検討します。                                                                                                                                                                                                                             |
| 会長  | <p>続いて、もう一点目の市が今までに行ってきた経過について、説明してください。</p> <p>ここに書いていること以上のことについてお願いします。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | <p>審査指導課の建築担当、山本と申します。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>経過としては 14 年程前から、事業が開始されたと聞き及んではいますが、当時建築物等はありませんでしたので、何をすることが不明確でした。</p> <p>その後、少しずつ小さい建屋等ができたので、それについての違反指導等を行っており、また、現在も引続き指導しております。</p> <p>あと環境問題の騒音ですとか、あとはにおい等について、環境部局と一緒に同行して指導やワーキング等について、現在も引続き行っている状況でございます。</p> |
| 委員  | 最初は小屋で、要するに開発許可を要さない建築物が何か置いておられたところから出発しているということですか。                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | はいそうです。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員  | ようは、開発審査会で審査をして許可を得たり、あるいはその時にさらに意見を付けたとかそういうものではないということですか。                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 | はいそうです。                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | その後、実際には操業環境を考えた時に、基準値を上回る騒音が時々見られて、例えば、それに対して市は指導してこられてる指導の状況ですか。                                                                        |
| 事務局 | はい環境部局からはそう聞いております。                                                                                                                       |
| 委員  | その次の処理までは行っていないということですね。少しずつ強く指導していくということですか。                                                                                             |
| 事務局 | 必要に応じて、環境部局とも相談して進めてまいります。                                                                                                                |
| 委員  | この辺りの経緯は、審査請求人の方にご存知の上で、審査請求を出しておられますか。かつ今回の請求内容というものが、最終的には開発審査会において、却下になりますよということもご存知ですか。もしそうでないんだったらもう、口頭レベルでの取り下げ方法あったんじゃないかという気もします。 |
| 事務局 | まず、審査請求人の方には、一度面談しておりまして、事務局よりこの案件においては都市計画法第 50 条第 1 項の規定には乗ってこないため、却下の方向になりますよ、ただ今後とも引き続き、指導は行っていくますと、相手方にはお伝えをさせていただいております。            |
| 委員  | <p>そうですか。</p> <p>それでも審査請求を出したいということなんですね。</p> <p>その提出先が市長宛てではなく開発審査会宛てになりますというやりとりですね。</p>                                                |
| 事務局 | 本来、開発審査会宛てに審査請求が提出されたら、一旦、窓口で内容の説明し、規定に合致していないため、取下げていただく                                                                                 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>よう、説明させていただきますが、今回は先に審査庁である総務部局の寝屋川市長宛てに提出され、すでに受付を行っているものが、補正の後、開発審査会に送付されてきましたので、規定に合致していなくても、開発審査会で却下の裁決をする必要があり、今回、審査会に諮ったものです。</p>                                                                                           |
| 委員  | <p>この裁決書は最終的には、公開されますか。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>非公開です。審査請求人にだけお渡しします。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 委員  | <p>この分章だけ見ると非常に不親切な対応っていうか、寝屋川市はなにをしているのかと読めてしまいます。</p> <p>ちょっとこの辺が気になったんですけども、ご本人も含めてこのあたりを了解しておられ、かつ指導も続けているのであれば、裁決書案の却下でいたしかたないと思われます。</p>                                                                                       |
| 会長  | <p>福島委員さんからの質問と事務局の説明をしていただきました。</p> <p>今、福島委員さんの方からのご意見として、寝屋川市の対応が不親切でないかということが、この裁決書が公表されるのであれば、そういう目で見られてしまいますよと、ご心配を述べていたところですけども、開発審査会としてはですね、結局、都市計画法第 50 条の要件がないと開発審査会で口頭審議を開催して、応答するということができない。これは規定上やむを得ないことだと考えております。</p> |
| 委員  | <p>私が少し気になったのは、市長宛ての審査請求に対して、数回のやり取りで開発審査会宛てに修正されるパーテーションがあった上での却下ですから、そのままストレートに開発審査会により、却下であればいいんですけど。</p>                                                                                                                         |

事務局

審査指導課の竹本です。

ご意見ありがとうございます。

先ほどの様式の書き方等については確認をさせていただいて、注意書き等でわかりやすく誤解ないようにできないか、検討させていただきたいと思います。

今ご意見いただきましたように、すごく不親切じゃないかというふうに見られるところ、実際に対応としては先ほど担当が申しましたように、当初のころから、この開発者に対しての指導、また指導を行った際には、今回の審査請求人の方に対しても、その都度、ご報告及び、引き続き指導を行っていく旨もお伝えさせていただいてる中で、このようなやりとりも、再三にわたって、これまで審査請求以外の対応についても行っておりますが、誤解のないようにとか、引き続き対応させていただき、違反がなくなる様、粘り強く指導していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員

この主文下の事案の概要部分のやりとりの経緯というのは細かく記載する必要がありますか。

主張の要旨以降は必要かと思いますが、事案の概要については、市事務局の宛名についての数回のやり取りになっており、この主文の中の裁決書に必要ですか。

会長

再度、福島委員の方から、事案の概要の記載方法について、市内での宛名がどっちなんだということの詳細な記載まで不要じゃないかとの意見ですが、その点についていかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

当初、市長宛にということで、総務課の方が受け付けさせていただいており、今回の裁決書の案を作成するにあたりまして、総務課に意見をいただいているところでございます。

その際に、こういう経過を載せたもので作っていただいたとこ

|     |                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>るございますが、ご提案いただきましたように、細かい経過のやり取りの内容があることで、振り合いしてるように見えかねないところとご指摘いただいたところがございますので、この事案概要のところの特にこの本市のやり取りについては、参考みたいな形で相手には当然お伝えし、この事案の概要については、ストレートでわかりやすくなるような形で出来ないか、少し検討させていただきます。</p> |
| 会長  | <p>福島委員さんからご意見ございましたが、必ず事細かく記載した方が親切だということよりも、最小限の記載にとどめるという観点で、ここは整理したほうがいいんじゃないかなと私は思います。</p> <p>皆さん、ご意見いかがでしょうか。この点については、委員の皆様、最小限の記載にまとめることでご賛同いただけますか。</p>                              |
| 委員  | <p>異議なし</p>                                                                                                                                                                                  |
| 会長  | <p>では、そのように書き改めるということでお願いします。</p>                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>そういたしましたら、事案の概要について、開発審査会に対して請求をいただいたあたりからストレートな形で、一部修正するよう検討調整をさせていただきたいと思います。</p>                                                                                    |
| 会長  | <p>他にご意見、ご質問ございますか。</p>                                                                                                                                                                      |
| 委員  | <p>実際、この場所での騒音、建物についての現状はどうなっているか。</p> <p>騒音は規制値を超えているのか。また建物に対する市の指導内容は。</p>                                                                                                                |

事務局

先に、騒音についてご説明させていただきます。騒音については、先日環境保全課と協議をしました。

こちらの地域は市街化調整区域ですので、騒音につきましては、少し厳しめの数値となっており、朝夕が 50 デシベル以内、昼間が 55 デシベル以内、夜間が 45 デシベル以内となっており、測定については、敷地境界で測り、何度も測定に行っているとのこと。その中で、規制値を超えている時があれば、超えていない時もあるようです。現在は以前よりも高いフェンスを設置しており、若干騒音は少なくなっているということを聞いております。

事務局

建物についてですが、以前から小さい建物があるなかで、引き続きちょっと大きくしようというところについては是正や、督促などを行って対応しているところでございます。

事務局

担当から話があった建物関係ですが、当初から継続して指導を行っている中で、建っている 1 棟については解体して、建物が除却しており、一定の成果として出ているところでございます。

委員

先ほどから趣旨同じなんですが、例えば 3 ページのところで、「環境保全課にあつては無回答で有った審査が必要です」というようなことも向こう側の主張ですが、

これまでの市としての対応面について、例えば、先程の説明の中で該当事業者も、少しずつは対応を取っているということも現れており、これまでの市の指導経緯について、事実関係として記載し、渡されたらどうか。

その方が親切であり、今回の案件に対して、市として、ある種の対応成立ために、整理されておくことも必要だと思います。

会長

今の福島委員さんのご意見というのは、この裁決書に市の対応などを添付資料として付けたらどうかということですね。

委員

ここの裁決書の中に、参考資料や添付資料など、添付することが事務的にどういう形がいいかわかりませんが、ただこの裁決書では、市の対応が見えていないので。

開発審査会での規定によれば、却下になるというのはわかりますが、可能であればあとは会長に一任しますので、ご相談いただいて添付されてはどうかと思います。

会長

わかりました。

裁決書の中に、そういう対応のものを添付するということが、そもそもできるかという問題があります。私は今即答できませんが、その辺りも検討しまして、委員さんのご意見もこの審査請求に対しての説明ということで、そういう意味ではあった方がいいのではないかと、これもご最もなご意見ですので、私の方で、事務局も含めて検討させていただいてということで、一任ということでよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

委員

ちょっと参考ですが、

開発審査会としての話でなく、今後の市の対応についてのことですが、写真を見せてもらって初めてわかりましたが、結構立派な建物が建ってますね。

固定資産税はかかっていますか。かかっているのであれば、宅地並み課税をかけていますか。また、水道を引いていると思いますが、水道料金やトイレの下水道料金を徴収していれば全て市の収入になっており、事実上、市が認めていることにもなります。水道等については、生活する人がいればどんな小屋であっても使えますので、問題ないとおもいますが、市としての対応をきっちりやっていないと、テレビでもこの様な問題があり、必ず市の担

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>当がお話をされておりますが、先程、皆さんが言われた様に、市としての対応また、法的処置の整合が取れるように、引続き検討をお願いします。</p> <p>これは意見です。</p>                                                                                                                                                                                          |
| 会長  | <p>溝口委員さんからご意見ですが、この審査会の裁決書そのものについてのご意見という意味じゃなくて、別の観点でのご意見がありましたので、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当然、市といたしましても、しっかりと対応できるように、関係部局とも調整させていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 会長  | <p>他にご意見ご質問等ございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委員  | <p>今までの方々と重なるのですが、裁決書4ページ目上段で、少しわからない所があるので質問しますが、1行目当該監督処分について不服があるとの事実に関するもののところですが、「当該事実を認定するに足る事情及び証拠は存在しないことから、当該事実はみとめられない。」の事実と、次の段落の「審査請求人が本件書類の提出によって求めた内容及びそれに対する対応の有無や内容がどのようなものであったかという事実関係」の事実は違う意味の事実ですよ。</p> <p>このあたりが、誤解しそうなので。</p> <p>上と下の事実の意味合いは同じなのか、違うのか。</p> |
| 会長  | <p>上は都計法第50条の要件があるかどうかということであって、そこで文章が切られているから、それ以上の中身の対応などについては関係ないですよと言っているのが下の事実関係だと思いますが。</p>                                                                                                                                                                                  |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | <p>そうすると、裁決書のしたがつてからの文章がいるのかなと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | <p>多分専門家の方が見て作られていると思いますが。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長 | <p>要件がないというんだったら、もうそこで切ったらいんじゃないかというご意見ですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委員 | <p>ここまで、記載すると先程の福島委員の質問の中で内容がわかってきましたが、やはり行違いが続いて、開発審査会宛てに審査請求を出されたのが、やはり総務担当職員の電話の後ですね。</p> <p>審査請求人が請求書を提出した後、この審査請求書はどこ宛てに提出しているのかというやり取りがあって、最終的に市の総務担当職員から電話をし、そこでも多分少しずれがあり、それなら開発審査会宛てに提出しますとされた案件だと想像されます。</p> <p>もしそうだとすると、最後の、したがつてからの文章を念押しして書いてしまうと、先程、福島委員が言ってくださったようになんでもっと最初に伝えてくれなかったんですか、と一般市民の感覚からするとと思います。</p> <p>開発審査会宛てに出せば、何とかなるかもしれないというニアンスがあったじゃないですかみたいな言った言わないの話が繰り返される可能性がありますので、</p> <p>先程、福島委員が言ってくださったように、これまでの市のやり取りの歴史を文章化しておかれるのは、請求人にとっては、心休まることではないかと思いますので。ただ裁決書の中に記載するのは、ややこしいとおもわれますから、裁決書とは別に市の対応についての書面をお渡ししたらどうですか。</p> |
| 会長 | <p>今、川上委員からご質問、ご要望がありましたが、事務局いかがでしょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|     |                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>事実のところについて、確かにおっしゃる通り、上と下の部分が、少し意味合いが異なるところだと思います。</p>                                                                                                                                         |
|     | <p>意見として言われた、この従って、のところは、ある意味強調するとか、根拠がないものだというのを、強く書かれてるようなところもありますので、まずは裁決書として、先ほど福島委員からご提案いただいた様に、却下の旨の裁決書としての形を整えることとし、ご提案いただきました市のこれまで対応についての経緯は、参考として別途掲載する方がいいかについて少し検討させていただければと思います。</p> |
| 会長  | <p>ご意見がたくさんでしたが、以上でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                 |
|     | <p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p>                                                                                                                                                                         |
| 会長  | <p>ないようでございますので、審査請求についての裁決書素案については、一部修正の上、また、修正内容については会長一任により採決するということにご異議ございませんでしょうか。</p>                                                                                                       |
| 委員  | <p>異議なし</p>                                                                                                                                                                                       |
| 会長  | <p>ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                |
|     | <p>それでは異議なしと認めて、今申し上げた通り採決いたします。</p>                                                                                                                                                              |
|     | <p>なお、後日、事務局において裁決書を審査請求人、それから処分庁にそれぞれ送付していただきたい。</p>                                                                                                                                             |
|     | <p>続きまして、本日のその他の報告について、事務局から説明願います。</p>                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>今回、報告させていただくものとしまして、前回、令和3年11月4日に開催いたしました、令和3年度第2回開発審査会において、議決をいただいた、寝屋川市打上元町地内の市街化調整区域において、都市計画法第42条第1項ただし書きに基づく</p>                                                                          |

事務局

予定建築物以外の建築物の建築、従前建築物ガソリンスタンド内の一部をコインランドリーへの用途変更が完成いたしましたので前方スクリーンの土地利用計画図兼写真方向図をご覧ください。

①から④の方向図の写真が次のスライドになります。

①②ガソリンスタンドの全景写真でございます。

③今回併せて施工いたしました灯油給油機用キャノピーの写真でございます。

④コインランドリーの内部写真でございます。

次に土地利用計画図兼⑤から⑧の写真方向図でございます。

⑤から⑧の方向図の写真が次のスライドになります。

⑤⑥コインランドリー用の駐車スペースの写真でございます。

⑦コインランドリー用の駐輪スペースの写真でございます。

最後に⑧コインランドリー正面からの写真でございます。

完成写真は以上でございます。

なお、令和4年3月9日に開発検査を実施し、令和4年3月18日付けで検査済証を発行いたしました。

報告は以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

委員

特にその後問題は出ていませんか。

このコインランドリーは24時間営業ですね。

事務局

はい、24時間営業です。その後問題等は聞いておりません。

会長

他にございますか。

ないようでございますので本件についての情報提供は終了いたします。

会長

以上で本日の案件はすべて終了いたしました。

どうもご苦労さまでした。

これをもちまして第 14 年度第 1 回寝屋川市開発審査会を閉会といたします。

ありがとうございました。

事務局

本日は大変ありがとうございました。

それでは、最後に都市基盤整備部長の大坪より閉会の挨拶をいたします。

事務局

都市基盤整備部の大坪でございます。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、都市計画法第 50 条第 1 項の規定に基づく審査請求の裁決の議案について慎重ご審議いただき、また、多くの貴重なご意見を賜りありがとうございました。

裁決書の素案につきましては、一部修正という形でご承認いただきましてありがとうございます。

これにつきましては、適切に修正等を行い、会長のご確認を経て、最終案としてまとめて参りたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

さて私事で非常に恐縮ではございますが、この 3 月で退職ということになります。

おかげさまで無事定年を迎えることができましたのも、本当に皆様方の温かいご指導とご厚情の賜と心より厚く感謝いたしております。

今後とも、本市の開発行政におきまして、それぞれの専門的なお立場から、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は、誠に有難うございました。以 上